

## 刈谷市高齢者単身世帯等戸別収集実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、家庭から排出される廃棄物及びリサイクルの対象となるもの（以下「ごみ等」という。）を所定の集積場所まで持ち出すことが困難な高齢者及び障害者等の世帯に対し、ごみ等の戸別収集を行うこと（以下「戸別収集」という。）により、ごみ等の排出を支援することを目的とする。

### (対象世帯)

第2条 戸別収集の対象となる世帯は、市内に住所を有する世帯で次の各号のいずれかに該当し、かつ、親族、近隣在住者等の協力を得ることが困難であり、自力でごみ等を排出することが困難であるものとする。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項の規定による要介護認定を受けている者で一人暮らしの世帯
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者で一人暮らしの世帯
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で一人暮らしの世帯
- (4) 厚生労働大臣の定めるところによる療育手帳の交付を受けている者で一人暮らしの世帯
- (5) その他市長が特に必要と認める世帯

### (申請)

第3条 戸別収集を利用しようとする者は、高齢者単身世帯等戸別収集申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。この場合において、障害等により自ら申請することができないときは、その親族、介護に関わる者等により申請することができる。

### (決定通知)

第4条 市長は、申請書を受理した場合は、調査及び審査を行い、その可否を高齢者単身世帯等戸別収集決定通知書（様式第2号）により当該申請書を提出した者に通知するものとする。

### (収集するごみ等の種類)

第5条 戸別収集により収集するごみ等の種類は、次のとおりとする。

- (1) 燃やせるごみ
- (2) プラスチック製容器包装
- (3) 紙製容器包装
- (4) 空きビン
- (5) 空き缶・金属類
- (6) アルミ缶
- (7) ペットボトル
- (8) 不燃ごみ
- (9) 古紙類

(10) 使用済み乾電池、ライター、蛍光管及びスプレー缶  
(ごみ等の収集及び排出方法)

第6条 戸別収集によるごみ等の収集及び排出方法は、次のとおりとする。

- (1) 収集する日は、原則として市の指定した日とする。
- (2) 収集場所は、戸別収集を利用する者（以下「利用者」という。）の玄関の前等とする。
- (3) 前条第1号から第8号までに掲げるごみ等は、それぞれ市の指定した袋に入れて排出する。
- (4) 古紙類は、品目別にまとめて、ひもで縛って排出する。
- (5) 使用済み乾電池、ライター、蛍光管及びスプレー缶は、任意の袋に入れてまとめて排出する。

(安否の確認等)

第7条 市は、利用者からごみ等の排出がない場合は、利用者等に連絡を取るとともに、必要に応じ関係機関に情報の提供を行うものとする。

(戸別収集の一時停止)

第8条 利用者は、入院、旅行その他の理由により、ごみ等の排出を一時停止するときは、あらかじめ電話等により市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項に規定する届出を受けた場合は、届出に係る期間の戸別収集を一時停止する。

(利用者報告義務)

第9条 利用者は、第2条に規定する要件を満たさなくなったときは、直ちに電話等により市長に届け出なければならない。

(現況調査)

第10条 市は、利用者の現況について調査することができる。

(戸別収集の中止)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、戸別収集を中止するものとする。

- (1) 利用者から中止の申出があったとき。
- (2) 第2条に規定する要件を満たさなくなったと認められるとき。
- (3) 分別方法を守らない等、戸別収集を継続することが著しく困難であると認められるとき。

2 市長は、前項の規定により戸別収集を中止するときは、高齢者単身世帯等戸別収集中止決定通知書（様式第3号）により利用者に通知するものとする。

附 則

この要綱は、平成22年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。